

ねらい

小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒のうち、比較的軽度な障害がある児童生徒に対して、その障害に応じた特別な指導や支援を、特別な場で行うことによって、障害の改善を図る教育の形態を「通級による指導」といいます。

通級指導の対象者としては、「言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者等」と学校教育法施行規則に規定されています。

現状

○ 本市における通級指導教室の設置状況

学校名	昭和52年度～平成5年度	平成6年度～平成16年度	平成17年度	平成18年度～
中部西小	言語1	言語2	言語3	言語3
桜小	なし	なし	なし	言語1 情緒等1

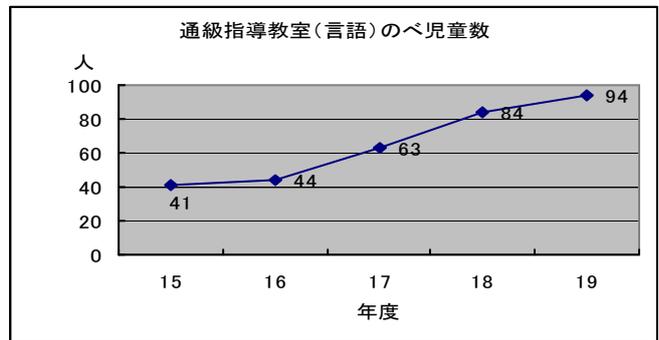
※ 自校内からの通級（自校通級）と他の学校（在籍校）からの通級（他校通級）を受け入れています。

○ 言語障害

対象は「口かい裂、構音障害、吃音、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者等で、他の障害に起因するものではないもの」であり、年々対象児童が増えています。

17・18年度と通級指導教室が増設されたことにより、多くの児童を受け入れることが可能になりました。また、桜小学校に通級指導教室が新設されたことにより、市西部に在住する児童の通級にかかる負担が軽減されました。

通級の方法	人数(人)
自校通級	16
他校通級	78



○ 情緒等

対象は「自閉、かん黙、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等の発達障害者等で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの」であり、平成18年度、県内で初めて桜小学校に設置されました。

具体的には児童の実態に応じて指導・支援を行っています。小集団活動やゲームなどを通して、落ち着いて学習する力や、うまく人間関係を結ぶ力を身につける場所としての機能を果たしています。

通級の方法	人数(人)
自校通級	4
他校通級	16

課題(今後の方向)

- 言語通級については、通級児童への日常的な指導に生かせるよう、通級指導教室担当者と、在籍校の担任との連携をより密にしていける必要があります。
- 情緒等の通級については、通級児童の教育的ニーズに合わせて、ソーシャルスキルトレーニングを取り入れるなど、さらに工夫をする必要があります。また、通級にいたるまでの教育相談のあり方や、本人や保護者、まわりの児童への理解を進めるための啓発活動について、さらに検討を進める必要があります。